

様式第 13 の 2

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書

年 月 日

関東東北産業保安監督部長 殿

住 所 〒

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電気関係報告規則第 4 条の 2 第 1 項の表第 1 号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有していることが判明したので、その旨、届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	TEL

(電気工作物に係る事項)

種類	高濃度	定格容量	製造者名	表示記号等	使用状態	製造年月	設置年月	個数

(その他参考となるべき事項)

--

(注) 本届出の内容については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 21 条第 2 項に基づく情報の提供及び同法第 6 条第 1 項に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の措置を実施するため、環境省、都道府県及び同法施行令第 8 条で定める市へ提供することがあります。

(以下の備考及び具体的な記載方法等は、届出書を作成する際、削除して差し支えありません。)

- 備考 1 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当する場合には、高濃度の欄に○印を付けること。
- 2 使用状態の欄には、設置している場合は「設置」と、予備として有している場合は「予備」と記載すること。
- 3 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

具体的な記載方法等

- 一 事業場の名称及び所在地の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置場所等を記載すること。

なお、OFケーブルにあっては、事業場の名称の欄には線路名を、所在地の欄には該当区間の両端がある場所を記載すること。

- 二 種類の欄には、以下の電気工作物の種類に対応する番号を記載すること。

- (1) 変圧器（柱上変圧器を除く。）
- (2) 電力用コンデンサー
- (3) 計器用変成器
- (4) リアクトル
- (5) 放電コイル
- (6) 電圧調整器
- (7) 整流器
- (8) 開閉器
- (9) 遮断器
- (10) 中性点抵抗器
- (11) 避雷器
- (12) OFケーブル
- (13) 柱上変圧器

- 三 製造者名の欄には、以下の製造者に対応する番号を記載すること。ただし、(24)その他を選択した場合は、具体的な製造者名を、その他参考となるべき事項の欄に記載すること。

- (1) 株式会社愛知電機工作所
- (2) 富士電機製造株式会社
- (3) 株式会社日立製作所
- (4) 北陸電機製造株式会社
- (5) 株式会社明電舎
- (6) 三菱電機株式会社
- (7) 日新電機株式会社
- (8) 大阪変圧器株式会社
- (9) 株式会社高岳製作所
- (10) 東光電気株式会社

- (11) 中国電機製造株式会社
- (12) マルコン電子株式会社
- (13) 二井蓄電器株式会社
- (14) 東京電器株式会社
- (15) 松下電器産業株式会社
- (16) 日本コンデンサ工業株式会社
- (17) 株式会社関西二井製作所
- (18) 株式会社指月電機製作所
- (19) 株式会社帝国コンデンサ製作所
- (20) 古河電気工業株式会社
- (21) 東京芝浦電気株式会社
- (22) 日立コンデンサ株式会社
- (23) 株式会社西島電機製作所
- (24) その他

四 その他参考となるべき事項の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の使用状況の把握のために参考となる事項を記載すること。

五 平成２８年経済産業省告示第２３７号（以下「告示」という。）第２条の期限の属する年度の４月１日以後に届け出を行う場合にあっては、電気関係報告規則様式第１３の６の別紙を添付すること。また、廃止予定年月を、告示第２条の期限（以下「期限」という。）を超えた日に設定する場合にあっては、「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」を添付すること。「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成１３年法律第６５号）第１８条第２項第２号に規定する「前号に掲げる要件に該当することを証する書類」に相当する書類をいう。その際、当該書類に記載されている廃棄予定年月を廃止予定年月とみなす。

六 当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を譲り受けた場合にあっては、その他参考となるべき事項の欄に、譲り受けた旨を記載するとともに、譲り渡した者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所及び譲り渡す前の事業場の名称を記載すること。